

デンマーク絶対王制後期の社会政策に関する基礎研究 (2)

— クリスチャン 7 世治世 (1766-1808 年) を中心に (中) —

佐保吉一

Fundamental Study on the Danish Absolute Monarchy in the Period of Latter Term (2)

— Focused on Christian VII's Social Policies (Part 2: 1772-1784) —

SAHO Yoshikazu

Abstract

The objective of this paper is to examine the social policies of the Danish Absolute Monarchy's latter period, with a particular focus on King Christian VII's initial tenure (1772-1784).

Christian VII (1766-1808), son of Frederik V, ascended the throne at the age of 17. As a result of his mental illness, Christian VII was unable to effectively govern the country. Consequently, the German court physician J.F. Struensee (1737-1772) proceeded to assume control of the political apparatus.

Struensee was a follower of the Enlightenment and tried to change Denmark by issuing cabinet decrees in rapid succession (over 1800 decrees in almost 2 years). However, this was a reform that ignored the realities of Denmark at the time and caused a backlash. This led to a coup d'état in January 1772, during which Struensee was arrested and finally put to death in a cruel manner for high treason.

After Struensee's downfall, the Empress Dowager Juliane Marie and her son and king's brother-in-law Frederik, together with O. Guldberg led the political process and conservative reactionary politics in Denmark. Most of the social policies of the Struensee period were rejected. Guldberg gradually seized power and practically ran Danish politics while the king was psychotic. Formally, however, he conducted politics within the cabinet (notably by issuing cabinet decrees), as had done during the Struensee period.

During the Guldberg period, there were signs of nationalism, partly because Struensee was a German, and only Danish nationals were allowed to serve as officials (Law of 24th July 1776). Furthermore, Danish language replaced German

at central administration. Moreover Danish became an independent subject in Latin schools (1775). Thus, Danishness became more important at this period.

As for agricultural and peasant policy, enclosures were advanced from around 1760 by decrees, and a decree of 23th April 1781 stipulated that the state was to finance them. This led to more efficient farming in the face of rising grain prices. Ultimately, like the Struensee period, the reign of Guldberg is characterised as a "cabinet-led absolute monarchy"

0. はじめに

デンマークにおける絶対王制は 1661 年に正式に成立するが、誕生したばかりの新体制を支えるために、初代絶対王のフレデリック 3 世の統治下、『国王法 Kongeloven (1665 年)¹』を制定して国王の絶対的な権力を法律で定めた。そして、絶対王 2 代目のクリスチャン 5 世治世下には、新しい絶対王制下の社会を規定する法律『デンマーク法 Danske Lov (1683 年)』が制定され、絶対王制が確立、安定期を迎える。

そのような中、6 代目の絶対王クリスチャン 7 世の治世は 1766 年に始まり、絶対王制の区分で言えば後期の時代が開始される。本稿は 1766-72 年を取り扱った前稿²に引き続き、クリスチャン 7 世治世下のグルベア時代 (1772-1784) における社会政策及び絶対王制の統治形式を考察することを目的としている³。

1. クリスチャン 7 世統治初期およびストルーエンセ時代

1766 年 1 月、王太子クリスチャンは父王フレデリック 5 世の逝去を受けて、わずか 17 歳でクリスチャン 7 世 (在位: 1766-1808) として王位を継承した。クリスチャン 7 世は即位後次第に現在でいうところの、精神病 (精神分裂症)⁴の兆候を見せ始め、自身で政務を遂行することは困難であった。その為側近の力を借りて統治を進めることとなり、特に王宮のキャビネット kabinet⁵を中心に政治がおこなわれた。そして 1770-1772 年は、クリスチャン 7 世がヨーロッパ大旅行を行った際に随伴したドイツ人医師ストルーエンセ J.F. Struensee (1735-1772) が、国王の侍医として権力を掌握した時代で、ストルーエンセ時代と呼ばれる⁶。ストルーエンセは国王との関係、さらには英国出身の王妃カロリーネ・マチルデ Caroline Mathilde (1751-1775) との関係を利用して、自身信奉する啓蒙主義にもとづく矢継ぎ早な改革を実施した。権力を有した約 2 年の間に、1800 あまりのキャビネット令を公布している⁷。内容的にはデンマークの状況を客観的にみて、当時の西欧諸国のように近代化することを目指すもので、例えば非嫡出子と嫡出子の差をなくす等、評価できる政策もあったが、なにしろ改革を実施するために公布する法令が膨大な数にのぼった⁸。さらに、ドイツ人、すなわち外国人であるストルーエンセは、すべてをデンマーク語ではなくドイツ語を通じて行ない、加えて、王妃との不倫関係も

自身の出した出版自由令によって逆に世間に知られるところとなり、宮廷内はもちろん、コペンハーゲン市民からも憎悪される存在となった。

そのことが背景にあり、我が子に王位継承を願う国王の義母で皇太后 *enkedronning* のユリアナ・マリエ *Juliana Marie (1729-96)* とその息子で推定王位相続人フレデリック *arveprins Frederik (1753-1805*、以後「王太弟フレデリック」と略)、そしてグルベア *O. Guldberg* が中心となる宮廷クーデターが目論まれて、1772 年 1 月 16 日に開催された仮面舞踏会后、翌早朝までに実行された。具体的にはクリスチャン 7 世がユリアナ・マリエ達に脅されてストルーエンセやその側近の逮捕状に署名し、さらに王妃カロリーネ・マチルデの幽閉を認める文書に署名をしたのである。時を同じくしてストルーエンセは逮捕・投獄され、王妃はクロンボー城に幽閉された。後に政治の実権を握ることになるグルベアも委員を務めた秘密調査委員会による特別法廷の審理のもと⁹、ストルーエンセは最側近のブランド *Enevold Brandt* と共に大逆罪に問われ死刑を宣告された。そして同年 4 月 22 日に、首都コペンハーゲンにおいて、多数の市民の面前でブランドと共に、断首・四肢切断され、晒し首にされた。王妃の方は婚姻が解消され、二人の子どもを残して当時英国領であったドイツ北部のハノーバーにあるツェレ *Celle* に国外退去させられた¹⁰。

2. グルベア時代とその統治

上にみたストルーエンセ失脚後、空白状態のデンマーク政治の主導権を握ろうとしたのが、上述のユリアナ・マリエ、王太弟フレデリック、そして彼の家庭教師であったグルベア *Ove Høegh-Guldberg* の三人であった¹¹。そして最終的にグルベアこそが次の約 12 年間、国王が精神的な病のもと政務不能のため、実質的に外交も含めてデンマークの政治全体を牽引することになるのであった。

2-1 三人の主要人物

ここで、新政権の要である上記 3 人について簡単に述べておきたい。まず、ユリアナ・マリエ(1729-96)であるがクリスチャン 7 世の父王フレデリック 5 世の後妻であり、プロシアのブラウンシュヴァイク＝ヴォルフェンビュッテル＝ベーヴェルン *Brunswick-Wolfenbüttel-Bevern* 出身で、義兄がプロシア王フリードリヒ 2 世(姉の配偶者)であった¹²。前王妃のルイセは英国出身であったが、デンマーク語を学び国民に人気があったうえに、王妃逝去後僅か 6 ヶ月という早い段階での再婚であったため、残念ながらユリアナ・マリエは国民から慕われることはなかった。結婚後も国王のフレデリック 5 世は街に出ては飲酒を繰り返し、新王妃のもとには余り寄りつかなかった。1753 年にはユリアナ・マリエとの間に、国王にとっての次男フレデリックが誕生し、王太子フレデリック(後のフレデリック 6 世)が 1768 年に誕生するまでは、そのフレデリックが推定相続人の立場にもあったため彼の養育に専念した。彼女自身はプロシアの実家で厳しく育てられており、デンマークの王室でも王妃そして後には皇太后としての役割を果たしている。その一方で、幼少期のクリスチャン 7 世には余りかわかっていない。息子のフレデリックが依然王位に近いところにいることもあり、その教育には気を遣い当時最

高の知性を有した、ロッテ Tyge Rothe¹³、ソーロー・アカデミー教授 スニードーフ J. S. Sneedorff¹⁴ および グルベア O. H. Guldberg などを家庭教師とした。特にスニードーフは啓蒙主義者で著名であるが、残念ながらその影響をとくには受けなかったようである。だが、グルベアとの間には信頼関係が次第に構築され、彼が王太弟フレデリックのキャビネット秘書官に就任したことで、国政に関わる様々な相談もなされ、ストルーエンセとその一派に対する嫌悪が高まっていったのである。

次に王太弟フレデリック（1753-1805）であるが、クリスチャン 7 世の義母であるユリアナ・マリエにとっての長男で、1768 年にクリスチャン 7 世に子ども（後のフレデリック 6 世）が誕生するまでの約 15 年間は王位継承順位第 2 位の立場にあった。家庭教師がグルベアであり、ストルーエンセ時代には王位に限りなく近いため冷遇されたが、ストルーエンセの失脚後、精神的に問題のあった義兄クリスチャン 7 世の代わりに、政治的キーパーソンとなった。枢密国務会議 *geheimstatsrådet* に席を有したが、性格的には弱く、政治的能力も欠き、基本的には母親のユリアナ・マリエや自分の家庭教師であったグルベアの指示に従っていただけであった。そのためストルーエンセ失脚後の政治における実質的なイニシアチヴをとれなかった。そして、1784 年のクーデターで王太子フレデリックが実権を掌握すると、その政治的影響力は潰えてしまう。ソフィエ・フレデリкке Sophie Frederikke af Mecklenburg-Schwerin (1758-94) と結婚後に誕生した男子クリスチャンが、皮肉なことに後にクリスチャン 8 世¹⁵としてデンマーク王位に就き（在位：1839-48）、母親のユリアナ・マリエの野望がようやく実現することになる¹⁶。

そしてグルベアであるが、ユトランド地方のホーセンス出身で、家業は葬儀屋であり、市民出身の保守的な人物であった。後にいうナショナリストであり、絶対王制の支持者でもあった。神学を修めた後、1761 年にソーロー・アカデミーの教授になった。その後神学や歴史に関する著作で認められ、1764 年に王太弟フレデリックの家庭教師に抜擢された。後にはそのフレデリックのキャビネット秘書官に就任している。さらにはクーデターの後、ストルーエンセを審問した委員会のメンバーでもあり、ストルーエンセを嫌悪しながらも彼が実施した政策の全貌、即ち政策の失敗例や成功例を具体的に知る立場にもあった¹⁷。

クーデターにおけるグルベアの役割はユリアナ・マリエと任務実行者との間をつなぐもの *mellemand* であった。そしてクーデター後すぐ褒美として要職に就いたわけではなかった。官職としては 1774 年に枢密キャビネット秘書官 *geheimkabinetssekretær*, 1776 年に国家枢密キャビネット秘書官 *stats-og geheim-kabinetssekretær* に任命されているのみで、両職も大臣職と比較すると低位のものであった。モルトケのように後に枢密院のメンバーになることもなかった。

2-2 グルベアの統治 ―キャビネット統治―

クーデターが成功した後、キャビネットを通じた統治行われる一方、一時的にキャビネット評議会 *kabinettsråd* が設置され、王太弟フレデリック、アイクステット Eikstedt、ランツァウ Schack C. Rantzau、ルーメリング Rømeling、オステン von der Osten、ソット Otto Thott、

シャック＝ラットロウ J.Schack-Rathlou が席を有した。

クーデターに関与した者には皇太后から様々な形で報償が与えられている。例えばランツァウは象勲章を受章し、歩兵隊の将軍に任じられ、アイクステットはダンネブロー勲章を受章し、騎兵隊の将軍に任じられている。クラ－von Köller もダンネブロー勲章を受章して、陸軍中尉となりさらには貴族にも叙せられている。グルベア自身も 4000 リースダーラーの報奨金を得ている。ベアリンスキョルド Beringskjold は侍従 kammerherre に昇進し、経済的な見返りも得ている。クーデター当日宮廷内の道案内をしたイエッセン N.J. Jessen は年金を与えられている。しかし、彼等の大半は時と共に能力不足が露呈し、左遷されたり表舞台より去っている¹⁸。

新政権は当初から正当性に欠け、至るところでクーデターの噂が立っていたため¹⁹、ユリアナ・マリエなどは心配のあまり休暇を取れないほどであった。

国王法にはユリアナ・マリエのような皇太后あるいは国王の義母が正当な政治的権利を有していることを規定していない。その結果実際の国政においては、ストルーエンセが独裁的な権力を獲得してしまったという前政権の反省を踏まえて、1 人の者への過度な権力集中を防ぐために、枢密院がクーデター決行から約 1 ヶ月後、枢密國務会議 *gehejmestatsråd* という名で復活している。同会議は政権の中枢に位置づけられ、各省庁からの提案は全てそこで議論され²⁰、国王の署名も会議メンバーの臨席のもと行なわれることになった。枢密院には外相以外の各省トップは以前とは異なり参加が認められなかった。また、絶対王制の原理と宮廷の利害の妥協から、国王がキャビネット令を発出する権利は引き続き容認され、宮廷が一定の影響力を維持したのである。そして、注目すべきは中央官庁における全ての提案はデンマーク語で行なうこととされた。枢密國務会議のメンバーは上記のキャビネット評議会のメンバーと同一であった²¹。なお、当初ユリアナ・マリエは枢密院会合に出席し、国王の後方の席に陣取ったが、この行為は国王法に抵触するためグルベアは出席を禁じた。その分彼女はキャビネットでその影響力を行使しようとするのであった²²。

枢密院が設置された時点でのグルベアの政治的影響力は不明である。彼は官職としては王太弟フレデリックのキャビネット秘書官であり、シューマッカ *Andreas Schumacher* はそれよりも上位の国王のキャビネット秘書官長であった。それゆえグルベアは公的な官職上の役割より、王宮内の例えば皇太后等との個人的なつながりの中で権力への足固めを行っていたのである。そして 1773 年 1 月になって、彼は動き出す。まず、自分よりも格上で国王にも近い官職に就いているシューマッカ *Schumacher* を左遷し、グルベア自身はその後継者とはならなかったが、その職と役割を実質的に引き継いでいる。

1773 年にはストルーエンセ政権で遠ざけられていた二人の重要人物が呼び戻される。一人がシメルマン *H.C. Schimmelmann* (1724-82) で、復帰後すぐにクラント銀行が国有化され、宝くじ *tallotteriet* も発行されている。もう一人が *A.P.* ベアンストーフで、外相オステン *von der Osten* が左遷された後、1773 年 4 月に戻ってきて、叔父 (*J.H.E.* ベアンストーフ) も務めた外相の職についた。彼はキャビネットを中心とする政治には反対で、枢密院が行政の中心にあるべきだと考えていた。そして変化の激しい国際政治の中で外交的には叔父と同様、中立の道を

歩む。ロシアとは良好な関係が続いたが、対英関係が悪化した。彼は叔父の政策をそのまま採用したのではなく、より柔軟な政策をとり、対英関係の改善も図った。ただ彼は気性が激しく共に働くには難しい人物でもあった²³。それゆえグルベアとも良好な関係ではなかった。その理由は叔父が、ユリアナ・マリエを中心とする宮廷と折り合いが悪く、彼らによって左遷されたのを知っているからである²⁴。その中で外交現場の官吏たちは有能な人物が帰ってきたのを喜んでいて。

しかし、結局グルベアは外交上の失態を犯したという理由で、折り合いの悪かった外相 A.P. ベアンストーフを 1780 年に左遷している。さらに、1782 年に財政の専門家である H.シメルマンが死去した後、グルベアが全てにおいてデンマーク政治の実権を握るようになった。本人は意識していなかっただろうが、振り返るとこの時点が権力のクライマックスであった。

重商主義を推進する立場であったグルベアは、西インド会社等貿易会社を支援した。そしてシメルマンの死後、財政政策のトップ職にも就任する²⁵。農業政策については、穀物価格が上昇する中で生産を増強させたいという地主層の側に付き、後にみる農地を増加させる地条統合等の政策を推進していった。一方、農民政策については大きな関心を寄せていない。彼の農民観は「農民は国家の安寧のために、苛酷で反復的な仕事をする²⁶」というものであった。そのため農民の身分や地位向上のために革新的な改革を実施するという考えは持ち合わせていなかった。

2-3 グルベア時代の国際関係

グルベアが実質的な権力を握っていた時代の対外政策についてみておきたい。対外的には 1772 年、宿敵スウェーデンのグスタヴ 3 世がクーデターにより王権を強化し、絶対王制に近い政治を行うようになったため、デンマークでは軍勢力増強に関することが盛んに議論された²⁷。これは海運・林業・漁業で栄えるノルウェーをスウェーデンに占領されることを恐れたからであった。幸いその恐れは杞憂に終わったが、今度はロシアの帝位継承者ポール Poul が成年に達すると、1762 年のロシア危機が再燃するかと懸念された。だが、1767 年のエカテリーナ帝との「ロシアはスレースヴィ・ホルシュタイン両公爵領に対するゴットロープ家の権利を放棄する」という領土交換条約 Den provisoriske Mageskiftertraktat 内の条項が再確認され、一件落ち着いた。さらにその際、デンマーク・ロシア（永久）同盟条約 Den dansk-russiske Alliancetraktat が締結されたのである。これらの領土交換条約再確認、同盟条約締結により、長年デンマークを悩ませ続けてきたスレースヴィ＝ホルシュタイン問題が真に解決し、ノルウェー獲得を狙うスウェーデンを地理的に挟み撃ちにして牽制することが可能となった。ここによりやうやく 1720 年以來のデンマークの外交的脅威が解消し、課題であった同盟システムが完成し、「平和」が訪れたのである。この後、1783-84 年にスウェーデン国王グスタヴ 3 世の領土的野心より、国境に両国軍が集結するというノルウェー危機が訪れたが、グスタヴ 3 世は周辺国家からの協力をとりつけることができず、1784 年春には武装解除が実施されて危機は去った。

こうしてナポレオン戦争が始まるまでは、対外的平和状態が続くことになる。

3. グルベア時代の社会政策

3-1 ナショナリズム ―デンマーク人であること―

伝統的にデンマークの宮廷や中央官職には地理的距離が近いこともあり、ドイツ人が多用されてきた。そのドイツ人であるストルーエンセがデンマーク政治の実権を握ったストルーエンセ時代(1770-72 年)にはそれが顕著であった。しかし 1772 年 1 月の宮廷クーデターで彼が逮捕・処刑された後の新政権では、ストルーエンセの政治を全否定し、デンマーク語およびデンマーク人を重視する政策が実施されてきた。

3-1-1 ナショナリズムの萌芽

グルベア²⁸はストルーエンセの失脚後、一ヶ月もしないうちにドイツ語ではなくデンマーク語をデンマークとノルウェーのすべての政治（指導部）と行政（中央官庁）に用いられる公用語とした。軍隊においてもドイツ語に代わってデンマーク語が士官使用言語となった。さらにグルベアはデンマーク語の地位を強化する策を講じた。ラテン語学校²⁹においては、1775 年にデンマーク語が独立した授業科目となったのである。そして祖国愛は生徒に植え付けられるべき感情となっていく。

また産業政策にもこの影響が出ている。ストルーエンセが産業政策において外国人に与えていた特権が 1772 年 8 月には認められなくなったのである。

3-1-2 ラテン語学校改革

1775 年 5 月 11 日のラテン語学校勅令で、デンマーク語が独立した授業科目として導入された。これに先だって 1774 年 12 月 1 日のキャビネット令で、ラテン語学校改革を実施するための準備委員会が設置されたが、もちろんそのメンバーにグルベアが入っており、彼が改革を主導した。1775 年 5 月 11 日勅令で強調されていたのは、若者が大学へ入学する際に「宗教と主要言語³⁰であるデンマーク語の基本的知識を欠いている³¹」というものであった。また大学初年次には科目数を制限して、主要言語、数学、物理、哲学を学ぶこと、またラテン語学校では主要言語の他、地理、歴史、天文学も学習することが示されていた。さらにギリシャ語学習では新約聖書の読みに重点が置かれ、ヘロドトスの第 2 巻、イリアスの第 1 巻も学ぶべきこととされていた³²。

なお、上記の勅令には以前と同様、教育は無料であること、ラテン語学校の運営や校舎に変更はないこと、そして監督が学校の管理者であり、学校の教育が聖職者への準備教育であるという位置づけが確認されていた。

1775 年に公布されたこの勅令は、母国語で、祖国の言語である「デンマーク語」が、従来のラテン語、ギリシャ語、そしてヘブライ語という主要言語に加えられたことに大きな意義がある。そしてホーマーやヘロドトスの文章も日常のデンマーク語を介することでよりよく理解できるようになった。さらに、新設科目として登場したため、デンマーク語の教科書も必要とな

り、マリン Ove Malling を中心に編集されることになった。

グルベアは元々神学者であり、根本には啓蒙時代のキリスト教思想を持っていた。自著『自然の神学 Den naturlige teologi』の中で彼は、啓示の真理は理性を基盤として完全に証明できると主張している³³。グルベアは知性の啓蒙を重視し、道徳の中心的役割を強調した。しかし、まだ学校は教会学校が中心であり、その重要な目的は青少年にキリスト教の知識を与えることであった。

これまでの学校では伝統的に国王への忠誠心が教えられていたが、これに国語の授業を加えて当時の新しい考え方でもあった「祖国への愛、祖国愛」が教え込まれることになったのである。

3-2 1776 年の市民権法（1776 年）

ドイツ人であるストルーエンセの政策を否定し、母国の言葉であるデンマーク語の地位を向上させ、デンマーク人そして祖国であるデンマークを重視し愛着を持たせるプロセスの仕上げは、1776 年 1 月 15 日付けで制定された出生地権に関する勅令であった（Forordning om indfødsret for embedsmænd af 15. januar 1776）。本勅令はグルベアがシャック J.O. Schack-Rathlou と協力してクリスチャン 7 世に公布させたものである。前政権への批判は 18 世紀を通して中央政府において政治的に主導な地位の殆どを独占していたドイツ人に向けられた。ドイツ人に対して異議申し立てをすることは実は新しい現象であった。それほど彼らとは歴史的・地理的に強く結びついていたのである。そこでストルーエンセを嫌悪しているグルベアは、デンマーク人としてのアイデンティティを重視したいとの思いから様々な施策を行なってきた。これまでみてきた中央官庁でのデンマーク語使用、ラテン語学校でデンマーク語を授業科目に採用したこともその一例である。この勅令の本質は僅かな例外を除いては、祖国に生まれた者にのみ、公職に就くことを認めるものであった。ここにいう祖国とは絶対君主が統治する国と解釈され、デンマーク＝ノルウェー連合王国は複数の祖国から成るものではなく、全体で分割できない一つの祖国、即ち連合王国祖国なのであった。具体的には連合王国を構成するデンマーク、ノルウェー、スレースヴィ公爵領、ホルシュタイン公爵領を指し、公職とは、主に中央官庁、宮廷、教会、軍隊、地方官庁における職のことを意味した。そして基本的な考えは、「デンマーク王国の子どもたちがデンマーク王国の官職を享受すべきである Landets Børn skal nyde Landets Brød（前文）」、というものであった。

勅令に則して具体的にみていくと、「陛下の王国と国土における公職にはその国に生まれた国民のみが就く」ことが定められた（第 1 条）。法律が人を区別したのである。ストルーエンセ時代とは異なり、今や出生地の民にのみデンマーク＝ノルウェー連合王国の公職を得る可能性が与えられることになった。これには貴族の政治的権力独占やその考え方に対する批判が背景にあった。ただ、デンマーク王国以外で誕生した外国人であっても、この法律の公布日（1776 年 1 月 29 日）以前より公職に就いている者は、デンマーク王国で誕生した者と同様に扱われることになった（第 2 条）

そして先に述べた例外は「土地・財産・事業を有する外国人」であった（第 3～7 条³⁴）。つ

まり、国家にとって経済力を有する有為な人物は官吏として雇用することが可能なのである。さらに本勅令は第 10 条で次のように述べて子孫の国王達に法律の変更や廃止を禁じている「・・・国王そして父である余は、余自身の全ての子孫がこの法律に従い、そして（・・・国家に危急な事態がない限り：筆者注）決してここから退かないことを命ずる *den Vi som Konge og Fader paalegge alle Vore egne Decendenter helligen at følge , og aldrig at vige fra, med mindre...*」と力強く宣言しているのであった。基本的には変更したり、廃止したりすることが不可能な法律になっているのである。

この法律は制定 2 週間後の 1 月 29 日、国王クリスチャン 7 世の誕生日に公布されたこともあり、首都では市民に熱狂的に迎えられ、デンマーク各地の商業都市でも大々的な祝祭が催された。さらに「市民権法 *Indfødsretten*」という名称が付けられた軍艦も建造されている³⁵。また、絶対王制の支持者である当代の著名詩人ヨハネス・エーヴァル *Johannes Ewald* は 248 行に渡る詩「市民権法 *Indføds-Retten* (1778)」を書き上げ、法律の誕生と国王を称えている。そして王立陶磁器工場では記念プレートが製造されている。

この誕生したばかりの国民意識を支持したのは、若い大学人や市民身分出身の文官たちであった。愛国運動は国家公務よりドイツ人を追い出そうとする動きと相まって、以後大きく展開された³⁶。こうしてデンマークは 1776 年に出生地権と国籍の概念を導入した世界で最初の国となったのである。

デンマークではこの後のナポレオン戦争における、具体的には英国との戦争 (1807-14 年) で首都コペンハーゲンが砲撃を受けるなど直接的被害を被ったため、更なるナショナルな感情が誕生する。そしてこの様な愛国的感情は 19 世紀になると、都市の上層部だけでなく中間層にまでも広く浸透していくのである。なおこの法律は 1898 年まで効力を有していた。

3-3 ストルーエンセ時代の社会政策の行方

3-1-1 ストルーエンセ時代の社会政策

本節でグルベアの社会政策を考察する前に、まずストルーエンセ時代に実施された主要な社会改革を以下確認のために記しておく。そしてその後、主にそれらの政策が変更されたか否かを中心にみていく。なお、ストルーエンセの失脚直後、ソット、シャック・ラットロウ、ヨーアン・シール *Jørgen Skeel* の 3 名から成る特別委員会 *Kommission* が設置され、ストルーエンセが実施した数々の変更や設置した組織を調査し、提言を行なっている。

<ストルーエンセ時代に実施された主な社会政策>

- 1) 検閲の廃止 (出版の自由法制定)
- 2) 非嫡出子と嫡出子の権利同等化
- 3) 未婚者間における性交の無犯罪化
- 4) 望まれない子どもを、匿名で預ける場の設置
- 5) 乳児院の設置
- 6) 拷問の廃止 (特に聴取中の拷問)

- 7) 窃盗罪に対する死刑の廃止
- 8) 当局による家宅捜索権の廃止
- 9) 祝日の廃止 (1770 年 10 月 26 日勅令)
- 10) 宝くじの導入

3-3-2 変更された政策

ここから、変更されたものについてみてみたい。まずストルーエンセ改革の目玉でもあり、当時ヴォルテールからも賞賛された「検閲の廃止 (=出版の自由法制定)」については、廃止こそされなかったが、1773 年に一部制限が行われている。具体的には新聞が政府の決定を批判することを禁じたのであった。また、警察当局による家宅捜査であるが、以前のように家宅捜査が容認され、住民の生活やモラルに関しても監視するようになった。なお、このような捜査は居酒屋も再度対象になっている³⁷。そしてコペンハーゲンでは古い警察規定がより厳格化された形で再導入された。また禁止されていた拷問 *skarp eksamination* も復活した。さらに、旧婚姻法が再導入されている。例えば近親間の婚姻であるが、ストルーエンセ時代にはモーセの立法に反しない範囲の近親結婚は認められていたが (1771 年 4 月 3 日勅令)、1775 年 12 月 14 日の勅令で古い婚姻法に逆戻りしてそのような近親婚は容認されなくなった。そして、市民が墮落した親類を矯正施設 *tugthus* に入れる権利を再度獲得している。

一方、行政改革の範疇には入るが、首都のコペンハーゲン市の行政については、ストルーエンセの改革で廃止された旧来の行政組織が再度施行されることになった。すなわち、最高職の *overpræsident* が廃止され、伝統的な市長 1 名、副市長 3 名、正副の市議員 16 名、そして市当局が任命する「32 人衆」の体制に戻ったのであった。また以前は禁じられていた省庁同士の交渉も認められるようになっている (1772 年 2 月 5 日のキャビネット令)。さらに省庁では財務省が 5 つの組織に解体されている。

3-3-3 変更されなかった政策

大局的な観点からすると人道的な改革は維持されている傾向がある。例えばストルーエンセ時代に導入された救貧法はそのまま適用されている。そして、両親が養育できない乳児等を引き取る孤児院は存続が認められたが、組織としては一般養護施設 *den alminde Plejeanstalt* に編入された。また、窃盗罪に対する死刑廃止も変更されずに引き継がれた結果、コペンハーゲン西部広場に在った絞首台も撤去された。さらに窃盗に対する処罰であった、罪人を支柱に繋いで鞭打ちにする刑 *Kagstrygning* もグルベア時代には実施されなくなった。この人道的な傾向は続き、刑務所でも囚人の待遇を改善するためにも、囚人に対しても羊毛製、リンネル製、ホームスパン製の衣服を支給し、必要な場合には医者や外科医の診察を受けることが可能となった。さらに、収監中の母親が望めば自分が産んだ乳児と共に過ごすことも許可された³⁸。

また、ストルーエンセ時代に導入された非嫡出子と嫡出子が同等な権利を有する決定 (*Forordning af 13. Juni 1771*) は尊重され、引き続き変更無く適用されている (*Forordning*

af 27. Februar 1772)。宝くじについては少しの休止期間があったが、1773 年に財政担当のシメルマンが政府に復帰した際には販売が復活している。

なお行政改革の範疇に入るが、「王宮・コペンハーゲン市裁判所 Hof- og Stadretten」については、抜本的な改革でもあったため、そのまま維持されている。官僚組織ではドイツ官房がそのまま存続している。

従来、グルベアの（社会）政策はストルーエンセが実施した政策の全否定であるという言説が常であった。しかし、これまで検討して明らかになったように、実は窃盗による死刑廃止が継続されたように、変更されていない政策も多々みられた。特に人道的施策についてはその傾向が顕著である。この政策変更に関して、ストルーエンセに左遷された J.H.E. ペアンストーフは次のように述べている。「ストルーエンセが導入したものを考慮なしにすべて遠ざけてしまうのはよくない。なぜならその中にはよい政策もあるからであり、そのように現実は動いているからである³⁹⁾」。当時の欧州でも一目置かれた老大臣の言葉は本質を突いている。なおグルベアの政策、とくに社会政策に関する研究はデンマーク本国でも手薄な分野で全体像がまだ提示されていない。今後の進展が待たれるところである。

3-4 農業・農民改革

3-4-1 18 世後半の農業と改革

基本的にこの時代は前の急進的なストルーエンセ時代とは真逆に、デンマーク旧貴族層に益する保守反動政治が行われ、前時代に進行した改革への動きは後退を余儀なくされる。政権を握っていたグルベアは保守的な神学者であり、自身原則的に当時の土地制度を崩壊させるような改革には反対であった。それにこの時代の政府上層部には保守体制派が多く、彼等は地方の貴族地主と密接な関係にあった。こういった状況の中で、前の時代に改革を目的に設置された総合農業委員会は廃止され、以後、グルベア時代には農業・農民に関する委員会は設置されない。また、1775-79 年にかけて、穀物価格が下落したため、この時代の農業政策は生産を増加させるための農業技術関係の事柄が中心となる。

1720 年の大北方戦争終結以降、外交的には中立を維持し平和な状況が続くなか、徐々に戦後の農業危機も収束し、1740 年代後半から、穀物価格が上昇を始める。そこでデンマーク農業は、生産の増加でそれに対応した。具体的には、地主の所有する直営地での生産を増加させることにしたのである。そしてこの穀物生産の増加は、大規模な農民保有地の地条統合 *udskiftning* および散居移住 *udflytning* を招来した。一方この変化は、小屋住み農民が通常有してきた共同地での牛に牧草を食させる権利等を奪ってしまうことになった。

絶対王制後期すぐの改革努力は地主の所有権や自由裁量権によってブレーキがかけられていた。しかし、国王自らが所有する王領地では配慮をする必要がなかったため、王領地では様々な改革が試行されている。

前述のようにグルベアは農民問題への関心は薄かった。彼の基本的な見解は「農民階層のくびき（屈服）は投げ捨てるわけにはいかない。国家がその土台において震えることがなくなるまで⁴⁰⁾」という具合で、アウグステンボー公からグルベア宛ての書簡には「農民を啓蒙しては

いけない。啓蒙すれば反乱を起こすからである⁴¹⁾と記されている。ゆえに農民問題はシャック Schack-Rathlou のような保守主義者に任せられ、結局目立った進展はみられなかった。そのようななかで地主を利する改革、例えば地条統合は進行するが、自作農創設というような農民を利するような考えはグルベアの頭の中には無かった。そのような背景から、1773 年 8 月には一度上限が決定された賦役の量が、再度無制限となり、小作農民達への負担が増加することとなった。

3-4-2 民兵徴集制の強化

1772-73 年に対スウェーデン、ロシア関係が緊張したことで軍事的に刺激されたデンマークでは、1774 年に土地緊縛制廃止前最後の民兵徴集制強化が実施された (Forordningen af 14, Sept. 1774⁴²⁾)。内容的には新兵徴募区の単位がさらに縮小されて、22 tdr.htk. に 1 人の割合で地主が兵士を供出することになった。これで兵士の数が 45% 増加し、1733 年に民兵徴集制が導入された頃と比較すると約 3 倍に増強されたことになる。さらにこの勅令は、どのカール Karl もまず兵役に従事しない限り小作地相続が出来ないことを定めていた。結局、地主階級の利益に直結する農業よりも、まずは国益である軍事を優先する明確な政府の姿勢が打ち出されている。これ以後グルベア政権下では土地緊縛制、民兵徴集制に関連する立法措置は行われなかった。ここでは既に、1733 年 2 月 4 日勅令の王権と地主階級の妥協という関係 (王権 ≤ 地主階級) が変化して、王権 (国王) ≥ 地主階級という権力関係が明確に現れている。こうして後述するように 1784 年 4 月にグルベア政権がクーデターで倒され、土地緊縛制廃止 (農民解放) を始めとする農業・農民改革を実現する新政権が誕生するのである。

対外的にみると 1775 年よりアメリカ独立戦争が開始され、重商主義優先のグルベア政権は商船を建造することに熱心で、農民の状況を改善するというような農業面での改革は二の次に回されたのである。しかし、1781 年には農業関係で注目すべき法律が誕生している。それが次に述べる地条統合勅令である。

3-4-3 1781 年の地条統合勅令

デンマークでは大北方戦争後の農業恐慌のなかで、一貫して低下していた穀物価格が 18 世紀半ばになってようやく回復・上昇をみた。その背景には七年戦争等の国際戦争が起こる中デンマークが中立政策をとり、交戦国と貿易を行えたことがある。そのような状況下、地主達は穀物輸出を伸ばそうと考え、生産量を増強する必要性が生じた。そのためにまず農地の拡大が目されたのである。具体的には、個々の農村・農地間にある共同牧草地 *overdrev* を廃止して農地に転用しようというのである。それに加えて生産性も問題になり、小作農民が保有する農地 (地条) を統合してより効率的な生産を目指すことになった。これが地条統合 *udskiftning* と呼ばれるものであり、1770 年代から各地で進行した。

ここで共同耕作地等が地条統合され、農場が移った *udflyttet* 状況を、オースレウ Aarslev 村を例に確認しておきたい。地条統合前 (図 1 参照) は、太線の地条 (細長い耕作地) が各所に点在しているがそれを一人の農民が保有している。村落共同体で地味の良い土地も悪い土地も

平等に分配した結果である。住居は村の中心部に集まっているが、農民が全ての保有地を耕作するのは、移動に時間がかかり効率も悪い。しかし、地条統合後(図2参照)は、耕作地が一箇所に集まるため耕作が効率化するが、反面住居が村の中心部から離れてしまい(散住: 図の□部分)、これまでのような密な関係を有した村落共同体が成立しづらくなっている。

図1 地条統合前(1768年)

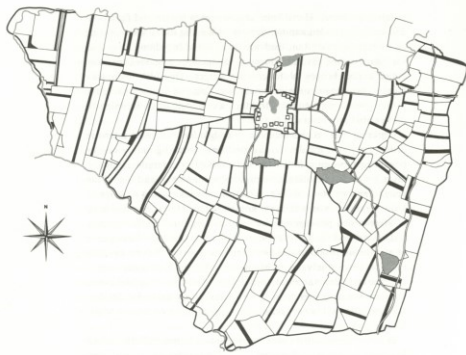
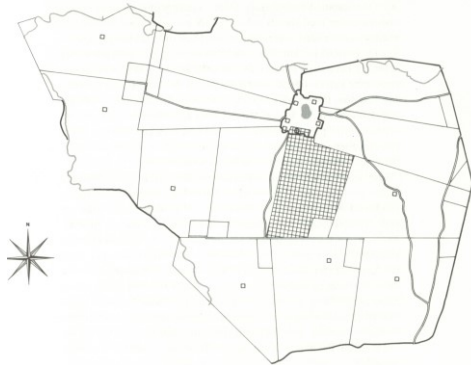


図2 地条統合後(1795年)



<出典: Feldbæk, Ole: Gyldendals Danmarkshistorie, red. Aksel E. Christesen m.fl., Bind 4, K.1982, s.48, s.177. Landbyen Aarslev, nord for Slagelse>

そして1781年4月23日には地条統合に関して最重要な勅令(Forordningen om Jordfællesskabets Ophævelse)が公布される⁴³。その勅令では、以前の関連法⁴⁴の内容を全て確認するとともに、必要な規定が新規に付加されている。例えば新しく小作農家同士の地条統合を認め、そして一人でも地条を保有する者で、地条統合を希望する者がいれば、地条統合を実行しなければならないとされた(第2条)。そのため同勅令は全34条にわたり、条文の分量が多くなっている。さらに地条統合に伴い必然的に発生する家屋を含む移転についても、国家が農場の分散udflytning化を経済的に支援することが定められており、これも重要な特徴となっている。全体として1781年の地条統合勅令は、その時点で残っている共同耕作地を解消することを命じているのである。さらに地条統合に伴い土地の囲い込みが発生するが、そのために垣根(柵)の設置が求められることになった。全ての村落、農場・地条所有者は相互に半分の柵を設置しなくてはならないとされ(第10条)、垣根の種類、例えば石や木といった物に関しても言及されている(第13条)。

また1781年勅令は、小屋住み農民には触れているが、結局踏み込んだ内容にはなっていない。彼らが有用な階層であることは認識しているものの、地条統合に際して、彼らが失った牧草地を共同利用する権利の保障が明示されていないのである。特筆に値するのは、引越しの

際、転居費の援助として 50・100 リースダーラが当局より支給されることである（第 21 条）。国家の地条統合を推進するという強い意思が感じられる。

なお、農民自身この地条統合化に反対する者は余りいなかったが、散住が進み、それまでの農村社会が崩れていくことには反対の姿勢であった。

このように 1781 年の地条統合勅令は国家の意思として、断固地条統合を推進することを表明したものであった。そして 1781 年以降、デンマーク各地で地条統合が急速に進行し、その結果 1810 年頃にはデンマークにおける地条統合はほぼ終了していた⁴⁵。さらに地条統合の過程で、小作農も自作農化されていったのであった。その意味で 1781 年勅令は意義深い勅令である。

以上みてきたように、グルベア時代は保守反動の時代で、それ以前にみられた農民の置かれた状況を改善して最終的には農民解放に繋げようと盛り上がった動向は後退を余儀なくされた。そして農業生産を増強させ収益を伸ばそうとした地主階層が望むような改革、すなわち地条統合が先行して進行したのであった。

4. 王太子フレデリックと 1784 年のクーデター

4-1: 王太子フレデリック

まずは王太子フレデリックのことを幼少時からみてみたい。父のクリスチャン 7 世は精神的な病を患い、母親のカロリーネ・マチルデは彼が 4 歳の時にストルーエンセ失脚に関連して国を追われる、という具合に幸福な幼少期を過ごしたのではなかった。養育に関しても当初は、ルソーを信奉するストルーエンセの影響で厳しく質素に育てられ、ストルーエンセ失脚後は軍人アイクステットが王太子の養育係になったが、無学で粗野な彼は王太子の教育に悪影響しか与えなかった⁴⁶。結局、王太子フレデリックは母親に代わって愛情を示してくれる者も持たず、常に内気で疎外感を感じていたのである⁴⁷。それゆえ彼は本能的に、社会から疎外され、抑圧されていた農民に対する理解、つまり自分と同様に不当な扱いを受けていた農民に対して正義感より感ずるものを持っていただろうと推察できる。それが証拠に、王太子フレデリックは継ぎ当てのある服を着て一人で農村を散策し、農民達と気軽に言葉を交わしたと記録にあるように⁴⁸デンマーク史上「農民の良き理解者 bondeven」として知られており、他にも困っている農民を救った数々のエピソードが残っている⁴⁹。

さて、グルベアを中心とする政権では上にみたように、ストルーエンセ時代を否定する真逆の保守反動政治が行われた。その間も絶対王クリスチャン 7 世は存命で、差し出される書類には機械的に署名をしていた。精神を病んでいる国王は政務不能な状況であり、グルベア達の出番とはなったのであるが、国王法等にも国王が政務不能な状況時の規定はなく、その法的な基盤は弱かった。グルベア達が最初恐れていたのは、正式な王妃であるカロリーネ・マチルデの巻き返し（カウンタークーデター）であったが、1775 年に彼女が突然死去したためその恐れは消滅した。次の懸念は王太子フレデリックの成年であった。国王法によれば（第 12 条）、王太子は 13 歳になった時点で成年となり、枢密院に出席し、国政に関与することができるように

なる。王太子が国政に参加することを好ましく思わなかったユリアナ・マリエやグルベア達政府首脳は、王太子フレデリックが政治に関係することを極力避けようとした。反対派が王太子を担ぎ上げて、政治の主導権を取りに来ることを恐れたのである。そのため、王太子フレデリックの堅信式の実施を可能な限り遅らせたのであった。

これに対して王太子の方は、不当に扱われている自分に理解を示してくれるドイツ系のレーヴェントロウやシメルマンと結びつき⁵⁰、さらには秘密裏に自分の立場をよく理解してくれる前外相 A.P.ベアンストーフと頻繁に連絡を取り合っており、政権獲得の方策が練られたのである。

4-2 1784 年 4 月 14 日のクーデター⁵¹

上記のように準備して断行されたのがグルベア保守政権を倒し、農民問題に関心のある新政権を樹立する、1784 年 4 月 14 日のクーデターであった⁵²。1784 年 4 月 14 日、王太子フレデリックは初めて出席した会合で、冒頭に突如国王の元に近づき、今後法律の制定には自分の副書も必要だとする文書への署名を求めた。これに対して自分たちの立場が危うくなる王太弟フレデリックは阻止しようと試みたが、国王は目の前に差し出された文書にいつも通り機械的に署名した。これによってグルベア達の立場は一転し、グルベア時代が終わりを告げる。王太子フレデリックと彼をバックアップする、ドイツ系のレーヴェントロウ、ベアンストーフ達が新政権に参加し、改革が始まるのである⁵³。なお、1784 年 4 月 14 日の復活祭のクーデターに関しては、グルベア自身や宮廷もその予兆を感じていなかったと言われている⁵⁴。

クーデターの際、王太子フレデリックは A.P.ベアンストーフらドイツ系官僚達によって、政治的に利用されたきらいはあるが、ともかくクーデターの主人公である王太子フレデリックは無事に役目を果たし、「以後の法令は国王と共に王太子の副書がなければ効力を発しない」という、自身が望んでいた正当な政治的権力獲得に成功したのである。そしてそれ以降、王太子フレデリックは実質上の元首ともいえるべき摂政 *regent* として、デンマーク政治に大きな影響をおよぼすのである。

5. おわりに

デンマークではフレデリック 5 世、クリスチャン 7 世と政務を執ることが不能な国王が二代続いた。そこで国王に代わってドイツ人・ドイツ系の人材、具体的にはモルトケ、ストルーエンセが政治の実権を握ってデンマークの舵取りを行なった。特にストルーエンセ時代は僅か 2 年ではあったが、多方面にわたる様々な改革が試みられた。そしてその統治の舞台は国王の私的なキャビネットであったため、絶対王制の形式は「キャビネット主導型絶対王制」であった。ストルーエンセが 1772 年 1 月に失脚後、グルベアが国王の個人秘書官として政治の実権を掌握し、貴族地主階級の支持のもと 10 余年にわたって、ストルーエンセの改革を否定するという保守反動政治を行なった。その具体的な社会政策を一部検討したが、考察の結果、傾向として人道的な政策は変更されずにストルーエンセの政策がそのまま継続されていたことが判明し

た。そしてそのグルベアの統治形式も、否定したはずのストルーエンセと同様、枢密院等を通さず、国王の私的なオフィスであるキャビネットから発する法令を通じて行われる「キャビネット主導型絶対王制」なのであった。大臣としてではなく、国王のキャビネット秘書官という正式なルートではない立場で実権を握ったため、ストルーエンセに倣ってそのような統治形式を選択したのであった。

グルベアの政策の中心はデンマークの「脱ドイツ化」であり、それが結実したのが 1776 年に公布された王国国民以外を官吏に登用することを禁止する市民権法 *Indfødsretten* であった。この法令は前述のように市民から多大な歓迎を持って迎えられた。またこの法律によって国民意識、祖国愛が生まれ、そして世界で初めて出生地権と国籍の概念が導入されたのである。グルベアは根っからの保守派ではあったが、改革を厭うことはなかった。また彼はデンマーク性を大事にしたが、それは言語と祖国を敬うことに繋がり、19 世紀におけるデンマーク人としてのアイデンティティの形成・発展に寄与したのである。

グルベア時代のデンマークは再び重商主義政策を強力に推進し、アメリカ独立戦争の折りには、中立国として交戦国との通商を通じて多大な利益を得ることになった。しかしこのグルベアの保守反動政治は、農民に過度な負担を強いる地主寄りの政治でもあり、様々な面で当時の啓蒙主義の流れに逆行するものであった。従って A.P.ベアンストーフ (J.H.E.ベアンストーフの甥)、C.D.F.レーヴェントロウなど政府内の開明的なドイツ系有力改革主義者からの不満が高まっていった。彼等はグルベア政権下で不当な扱いを受けていた王太子フレデリックを味方に付け、機を窺い、王太子フレデリックが初めて出席する枢密院会合で上に見たクーデターが起こったのであった。結果として言えることではあるが、「キャビネット主導型絶対王制」が成立する度にクーデターが発生している。このことはかかる統治形態が本質的にはデンマーク絶対王制にそぐわないことを暗に示しているのではないだろうか。

次稿では、クリスチャン 7 世治世の後半 (1784 年～1808 年) において、改革を志向する新政権が実施する、農業・農民改革や教育を中心とする社会政策を検討したい。

註

¹ 1665 年に制定されたデンマークの絶対王制における国王の絶対的権限が規定されている。全 28 条、前半部に国王が宗教的、行政的、外交的に最高の権限を有することが規定されている。また王国をいかなる形でも分離してはいけないことも述べられている。後半部分では王位継承に関する条文がある。フレデリック 3 世の図書係であったペーター・シューマツカが起草し、西欧の絶対主義体制では珍しく法律で国王の持つ絶対的な権限が定められている。

² 佐保吉一「デンマーク絶対王制後期の社会政策に関する基礎研究 (1) ―クリスチャン 7 世治世前半 (1766-1772 年) を中心に―」『東海大学文化社会学部紀要』第 12 号、2024 年。

³ 通史の叙述はともかく、このグルベア時代を全般的に扱った研究自体少ない。定評があるのは古いがやはり次のホルムの研究である。Holm, Edvard: *Danmark-Norges Historie fra den Store Nordiske Krigs Slutning til Rigernes Adskillelse 1720-1814*, Bind IV, K.1902. この他では次のものがある。Møller, Jens: *Dommen over Guldbej, Historie*, Ny rk, bd. 10, hft. 1, 1972.

⁴ Cf. Friis, Aage: "En Lægeberetning om Christian VII's Helbredstilstand" i *Historisk Tidsskrift*,

8.rk.I, 1907, ss.80-83. Langen, Ulrik: *Struensee -100 danmarkshistorier-*, Århus, 2018, s.100.

⁵ 王宮にある国王の私的な事務室（内局）で、その長がキャビネット秘書官である。本来は国王の私信を中心に対応していたが、各方面からの提案等も届いた。18世紀半ば以降、各省庁を経由せずにキャビネットを通じて国王の統治がなされることが多々あった。

⁶ ストルーエンセ時代については次の拙稿を参照。佐保吉一「デンマーク絶対王制後期の社会政策に関する基礎研究 (1) —クリスチャン7世治世前半(1766-1772年)を中心に—」、99-107頁。

⁷ 彼の改革についてはその大半が命令として次のキャビネット令集に収められている。Hansen, Holger (udg.): *Kabinetssstyrelsen i Danmark 1768-1772. Aktstykker og Oplysninger, I-III*, K.1916-23. この資料集には2200のキャビネット令が収められているが、ストルーエンセが実権を握っている時代のものは約1800ある。

⁸ 1日に換算すると5-6のキャビネット令が発出されている。

⁹ この秘密委員会については以下を参照。Hansen, Holger (udg.): *Inkvisitionskommissionen af 20. januar 1772. Udvalg af dens Papirer og Brevsamlinger, til Oplysning om Struensee og hans Medarbejder, I-V*, K.1927-41.

¹⁰ 兄で英国王でもあるジョージ3世の力を借りて、カウンタークーデターを目論むのではという噂があり、ユリアナ・マリエ達を恐れさせた。しかし、1775年に急死したため、政権篡奪者は安堵したという。

¹¹ クーデタの後には、それ自体に正当性があるか自信がないため、国王や王太子をして彼らに救ってくれたことに対する礼状を書かせている。Dansk Biografisk Leksikon:

https://biografiskleksikon.lex.dk/Juliane_Marie

¹² ユリアナ・マリエはフリードリヒ2世と時折書簡を交換する仲でもあった。例えば1780年11月23日付けのフリードリヒ2世からユリアナ・マリエ宛ての書簡には、デンマークと英国が締結した条約やロシアとデンマークの関係について意見が述べられている。

Cf. Lomholt-Thomsen, Johs: *Kilder til Danmarks historie efter 1660, Bind II, Historielærerforeningen*, Gyldendal, K.1973, ss. 23-24.

¹³ デンマークの著述家。1758年に海外遊学より戻る。モンテスキューの影響を強く受けている。農民問題に関する議論にも頻繁に加わっている。

¹⁴ フランスのヴォルテール達の影響を受けた、当時のデンマークを代表する啓蒙主義者であった。卒業後に中央官吏になる子弟が多数在籍するソーロー・アカデミーで教鞭を執り、在学生に大きな影響を与えている。

¹⁵ 若き日には当時同君連合国であったノルウェーの総督を務め、1814年のキール条約締結後、独立を宣言したノルウェーの国王の座にも一時あった。

¹⁶ 1805年に52歳で死去している。

¹⁷ このことが後の改革を行う際の根本にあると思われる。

¹⁸ ベアリンスキョルドは僅か1週間で首都から追い出され、ランツァウは半年後に辞め、クラーは1773年に宮廷から追われ、後に自殺している。Bech, Sven Cedergreen: *Oplysning og tolerance 1721-1784, Politikens Danmarkshistorie, Bd.9*, K. 1985, s.491.

¹⁹ 噂の中には、国外追放された前王妃カロリーネ・マチルデが兄である英国王の後ろ盾で、デンマークに復讐にやってくるという類いのものもあった。Ibid., s. 492.

²⁰ 実際には多くの書類が新設された枢密國務会議 *geheimstatsraad* に書類があまり回ってこず、その前に内局（＝キャビネット）、つまりグルベアの前に並べられたのであった。

²¹ ランツァウ＝アシュベアが辞職した際、1775年にルーメリングが死去した際に補充されなかった。

²² 彼女は王太子フレデリックが12歳の時にロシア王女との婚約を画策したが、成功せず。その後はプロシアの王女との婚約も画策した。

²³ Bech, op.cit., s. 503. なお、レヴェルディールもベアンストーフに関して意地悪なコメントを残している。Cf. Bech, op.cit., s. 503.

²⁴ 従姉妹のルイセ Louise Stolberg は小さな光 (A.P.ベアンストーフ＝筆者注) は大きな光 (グルベア＝筆者注) が好きではない *De smaa lys holder ikke af det store lys* と評している。Ibid.

²⁵ ストルーエンセ時代は国家の歳入と歳出のバランスが取れていたが、グルベア時代にはそのバランスは崩れた。グルベア時代の12年間に国家は945,000 リースダーラ *rigsdaler* を工業用に用いたが、それはJ.H.E. ベアンストーフ時代の16年間の2倍以上であった。Bech, op. cit., s.499.

²⁶ Ibid.

²⁷ ユリアナ・マリエはプロシアの義兄と頻繁に連絡を取っていたが、隣国スウェーデンのグスタフ3世がクーデターを起こして絶対王制を再導入したことから、戦争が起こるのではと不安に感じていた。しかし外相のオステン von der Osten はこのことに対しては異なる考えを持っていた。スウェーデンも財政難

であり、デンマークも 1600 万リースダーラの借金を抱える中、開戦へとは動けないと考えていた。

Bech, op.cit., s.500.

²⁸ グルベアはすでに 1763 年にデンマーク語の優先を公に表明した。「われわれの言葉は愛すべき、その栄誉は神聖なるかな。しかしわれわれ自身がそれを軽視し、殆どすべての平民に任せてしまっている。話すのに最良である貴族たちの多くはそれを話すことが野暮だと思っている。デンマーク人としてデンマークのなかで、デンマークによって生きていながら、その言語を理解しないのだ」。コースゴー、オーヴェ（川崎一彦編訳・高倉尚子訳）：『光を求めてーデンマークの成人教育 500 年の歴史』東海大学出版会、1999 年、100 頁。

²⁹ ラテン語学校は当時（コペンハーゲン）大学入試の準備をする学校で、中世におけるカトリック教会学校や修道院がその源泉である。牧師の養成が主眼であるためキリスト教やラテン語を中心とした古典語を主に学んだ。

³⁰ その他の主要言語は、ラテン語、ギリシャ語、ヘブライ語であった。

³¹ Holm, op. cit., s. 667.

³² Ibid., s.669.

³³ コースゴー、前掲書、99 頁。

³⁴ この法律には条文が 10 あるが、その内 6 割が例外に関することが規定されている。例えば第 4 条では、条件的にデンマークの会社や貿易に 2 万リースダーラ有している者が内国生まれの者と同様の市民権を有するとされている。

³⁵ 大砲 64 門を備えた軍艦（戦列艦）であったが 1783 年に沈没した。後継艦にも同じ名前が付けられている。

³⁶ なお、法律では例外として財産等を有し、国家に利益をもたらす外国人としてのドイツ人、さらには公爵領出身のドイツ語を母国語とするドイツ人も引き続き、官職を得ることが出来たため、1790 年代にコペンハーゲンを中心に反ドイツの動きが高まり、文芸面での論争が盛んになった。このことが「ドイツ人論争 tyskerfejde」と呼ばれる。

³⁷ なお、1772 年 11 月 25 日布告によって、居酒屋所有者が女性に売春させることが禁止されている。

³⁸ Holm, op. cit., ss.124-125.

³⁹ Ibid. ss. 131-32.

⁴⁰ Bech, op. cit., s.499.

⁴¹ Ibid.

⁴² Cf. Fredericia, J. A.: Aktstykker til Oplysning om Stavnsbaandets Historie, K.1888, ss. 262-64.

⁴³ この法律の制定には、フレデリック 5 世の信が厚かった A.G.モルトケの息子である J.G.モルトケの尽力が大きかった。

⁴⁴ 1758 年 12 月 29 日にはシェラン地方、1759 年 12 月 28 日にはフエン島、1760 年 3 月 8 日にはユトランド地方を対象とする共同牧草地の廃止を命ずる勅令が公布されている。そして 1776 年には、土地所有者 lodsejer 同士の地条交換に関する細則が決められている。

⁴⁵ <https://lex.dk/udskiftning> Cf. Hvidtfeldt, Johan: Håndbog over danske lokalhistorikere, (Den Historisk Fællesforening), K.1952-56, s.497.

⁴⁶ Ottosen, Johan: Vor Historie II, K. 1904, s.121.

⁴⁷ Ibid., ss.121-22.

⁴⁸ Ibid., s.124.

⁴⁹ Cf. Bjørn, Claus: Bonde, herremand, konge - bonden i 1700-tallets Danmark-, K. 1981, ss. 61-62.

⁵⁰ 当時、グルベアの保守反動政権下「非ドイツ化」が推進され、ドイツ系官僚も不当な扱いを受けており、ここに不当に扱われている者同士が結びついたのである。

⁵¹ このことについては次のものが詳しい（史料含む）。Jørgensen, A.D. : Regeringsskiftet 1784 - Fremstillinger og Aktstykker-, K. 1888.

⁵² 全体の経過は次のものを参照。Lomholt-Thomsen, Johs: Kilder til Danmarks historie efter 1660, Bind II, Historielærerforeningen, Gyldendal, K.1973, ss. 24-27.

なお、ルクスドーフは当日の日記に起こったことの結果のみ記し、それに対する感想やコメントは述べていない。

⁵³ 詳細は次稿で明らかにするが、出生農地に縛られて移動の自由のなかった農民を解放する土地緊縛制廃止、農民の状況を改善する改革、農業技術のための改革、教育改革、奴隷貿易の廃止等が実施されている。拙稿参照。「18 世紀後半のデンマークにおける農業改革 Landboreformerne」『関学西洋史論集』第 23 号、1999 年、21-34 頁。

⁵⁴ Cf. Feldbæk, Ole: Gyldendals Danmarkshistorie, red. Aksel E. Christesen mf., Bind 4, K.1982,

s.222. なお、クーデター後のことであるが、グルベアはしばらくやるせなさを味わっただろうが、元来彼は絶対王制の支持者でもあり、左遷という形で任命されたのではあるがオーフスの管区行政長官 *Stift Amtmand* となり、その職責を果たしている。また 1785 年、94 年には新約聖書に関する著作を刊行している。一方、ユリアネ・マリエは政治的表舞台からは遠ざけられたが、死去するまで王宮には留まった。息子の王太弟フレデリックも、政治的な役割は終え、静かな後半生を送っている。

グルベア時代の年表 (1772~1785) *

- **1772 年**：ストルーエンセ政権に対する憤りが新しい局面を迎える。1 月 16 日にクリスチャンスボー城で開催された仮面舞踏会の夜、皇太后ユリアネ・マリエらを中心とし、クーデターが行われ、ストルーエンセ、ブラント、カロリーネ・マチルデらが逮捕された。ストルーエンセとブラントは裁判にかけられた後、4 月 28 日、公衆の面前で残虐な方法で処刑された。なお、王妃の方はクリスチャン 7 世との婚姻は解消され、英国軍艦によりハノーバーに移送された (5 月 30 日)。

新政権では枢密院が皇太弟フレデリックを長として再創設された。政府の実権は保守的神学者グルベアが握り、キャビネット令 *kabinetsorder* の助けをかりて、ストルーエンセ色を一掃する保守反動政治を行う。ランツァウが罷免される (7 月)。アジア会社が再編成され、東インド通商が自由化される。新聞 *Fyens Stiftstidende* が発刊される。

- **1773 年**：シューマッカ *Andreas Schumacher* が国王のキャビネット秘書官長職から罷免される。グルベアは公式にはその職を継いだわけではなかったが、以後シューマッカが担当していた重要な事項を引き継いでいる。

地方都市は収支決算を大蔵省に送付することが義務づけられる。このことは中央政府の専門化 *professionalisering* と見なされる。コペンハーゲンの警察長官は、新聞や雑誌が国家に批判的過ぎる場合に罰金を科せる権利を得ることになり、検閲が一部強化される。外相のオステン *von der Osten* が失脚し、老ベアnstーフの甥である A.P.ベアnstーフが外相に就任する。同時に彼はドイツ官房の長ともなる (春)。ロシア皇太子ポール *Paul* が成年に達し、1767 年に締結した両国間の領土交換条約が発効する。これにより長年に渡るゴットロープ家との領土問題 (スレースヴィ問題) が解決する。またロシアによる永遠の同盟条約が署名される。内容は 1769 年の条約が繰り返されており、追加条項ではスウェーデンの国体問題に対する干渉を行うことが記載されている (8 月 12 日)。

スウェーデンのグスタフ 3 世のノルウェー侵攻を恐れたデンマークはノルウェー国境付近の警備を強化するが、結果的には何事も発生しなかった。国家がクラント銀行 *Kurantbanken* (1736 年創設) と紙幣発行を引き受ける。Kongens Nytorv にある劇場が王立劇場となる。コペンハーゲンに商業セミナリウム 設立される。ストルーエンセ政権が 1771 年に出した賦役に関する法令が廃止される。 (8 月 12 日)。

- **1774 年**：グルベアが国王の枢密キャビネット秘書官 *geheimkabinetssekretær* に任命される (国務会議には属さず)、ストルーエンセと同様キャビネット令を通じて (この場合はそのキャビネット令は枢密院に送られて承認の手続き、署名が行われる)。国家がグリーンランドとの通商を一手に引き受けることになる。この国家によるグリーンランド交易は 1776 年の国王布告によって公式に確立し、1850 年まで続く。
- **1775 年**：アメリカ独立戦争が中立国デンマークの海運と通商に新たな黄金時代をもたらす。ギニア貿

会社が破産に瀕し、国家が再度アフリカの要塞等を引き継ぐ（8月25日）。カロリーネ・マチルデがチェレで23歳の若さで死去する（5月10日）。

デンマーク語での授業が強化されるなど、ラテン語学校の目的を拡大するラテン語学校勅令が公布される（5月11日）。同勅令はグルベアが主導したもので歴史や地理といった科目が強化された一般的教育が提供され、デンマーク語が独立した科目として設置される。

海軍提督 Hans Henrik Rømeling が死去し、枢密院は王太弟フレデリック、Thotto, Schack—Rathlou, Eicksted,そして A.P.Bernstorff からなるが、そこでは一体感があるわけではなかった。

- ・ **1776年**：1月に市民権法 *indfødsretsloven* が公布され、国家官吏職には将来デンマーク・ノルウェー、ホルシュタイン出身者しか就けないことになる。これはグルベア政権のデンマーク化政策の中心政策でもある（1月15日）。5月13日の勅令で農村に地条を有する者は農村の共同耕作地を廃止することを要求する権利が与えられた。

1770年代に経営困難に直面したガーナ会社の解散が総会で決定された（11月23日）。アフリカのギニア湾岸でデンマークとオランダが勢力争いを展開する。

- ・ **1777年**：勅令をもってアジア会社の東インドにおける植民地は国家に移管されることになり、その統治も国が行うことになった（3月24日）。インドにあるトランケバールの最高統治機関が王立東インド政府に移る（11月24日）。バルト海と北海を結ぶことになる *Slesvig=Holsten* 運河の工事が始まる。
- ・ **1778年**：デンマーク国王が公爵領グリュックスボー *Glücksborg* を獲得する。グルベアの新しい讚美歌集が発行される。前のデンマーク＝ノルウェー陸軍の司令官であるサンジェルマンがパリで死去する（1月15日）。王立特許状で西インド会社が設立される。同社は西インド貿易で独占的な活動をするのではなく、ヨーロッパや中国周辺の非ヨーロッパでの交易権を得る。半官半民の株式会社で、コペンハーゲンとカリブ海のセント・トーマス島において国王から任命された人物が貿易を率いる。

A.P.ベアンストーフが「1756年のルール」をもってデンマークの中立を否定する英国に対して、ロシアと共に圧力をかけようとするが、ロシアのエカテリーナ2世はベアンストーフの提案を拒否した。オーストリアの軍艦がインド洋のデンマーク領ニコバル諸島に上陸する。この頃デンマークで最初の紡績機が用いられる。

- ・ **1779年**：アダム・スミスの「国富論（1776年）」がデンマーク語に翻訳される。18世紀の重商主義とは異なり自由競争が尊ばれる。国家が1774年に創業したデンマーク陶磁器工場を経営することになる。その後工場はデンマーク王立陶磁器工場と呼ばれる。
- ・ **1780年**：中立国の通商権を保護するためにスウェーデン・ロシア・デンマーク・オランダの間で武装中立同盟が結ばれる。英国と締結した通商条約がロシアの激怒を買い、外相 A.P.ベアンストーフが解任され、以後はホルシュタインにある地所で暮らす。前ベルリン公使 *Marcus Rosenkrone* が後任の外相に就任する。ヨハネス・エーヴァルの劇「魚 *fiskerne*」が初演を迎える。デンマーク初の全国人口調査が実施される。
- ・ **1781年**：伯爵 *Lensgreve Joachim Godske* モルトケ *Moltke* (A.G. Moltke の息子)が枢密院のメンバーとなる。彼は宮廷から信用されている者である。王太子フレデリックが13歳となる（1月28日）。国王法によると成年となる。グルベアとユリアナ・マリエは、王太子を担ぎ上げて政治的主導権を握ろうとする反対派を牽制するために、王太子フレデリックの堅信札を遅らせる。

農村共同体廃止勅令が公布される（4月23日）。この法律が目指したのは、各地において私的なイニシアチブで始まっていた地条統合 *udskiftning* を容易にすることであった。

- ・ **1782年**：英蘭戦争下、英国がギニア湾岸にあるオランダの要塞を征服する。国家が引き継いだデンマークの要塞は、新設のバルチック・ギニア交易会社に引き継がれた。H.シメルマンが死去し、グルベアが全ての面において実権を握ることになる。

グルベアは自分の経済政策に対して反対する税務当局 *Skatkammer* から上がる批判的な声を退ける。彼自身が王立特権銀行の理事長 *overdirektør* に就任し、以後実質的にデンマークの財政政策の絶対者となる貿易・運河会社が設立される（5月10日）

- ・ **1783-84年**：ノルウェー危機。
- ・ **1783年**：アメリカ独立戦争終結後、深刻な経済危機が訪れる。輸出入が低下し、有力商店の倒産も相次ぐ。西インド貿易もこの影響で落ち込む。政府は大型ローンを引き受けると同時に、紙幣の増刷を始める。王令により、婚約した2人が結婚式前に同居することが禁止される。消費制限（贅沢品の制限）に関する法が効力を発する。

後のデンマークに大きな影響を与える牧師・讃美歌作者・政治家でもあるグルントヴィ *N.F.S. Grundtvig* が誕生する（9月8日）。

- ・ **1784年**：4月14日、成年に達した皇太子フレデリックがクーデターで新政権を樹立する（これ以降法律の制定には皇太子の副署が必要になった）。A.P.ベアンストーフが再度外相およびドイツ官房の長に任命される（5月12日）。グルベアはオフィスの地区行政長官 *Amtmand* に左遷された。また、Ernst シメルマン *Schimmelmann* が大蔵大臣に任命された。小農民委員会が北シェランの王領における農民領地を地条統合する。
- ・ **1785年**：オット・ソットが死去する（9月）。王立外科アカデミーが設立される。赤字であった西インド貿易会社を国有化される。
- ・ **1786年**：自身熱心な農業・農民改革の支持者である皇太子が大農民委員会を設置する。Kgl.Kreditkasse（王立信用組合）が設立される。皇太子フレデリックの妹、Louise Augusta が prins Christian Frederik af Augustenborg に嫁ぐ。
- ・ **1787年**：スウェーデン国王グスタヴ3世が突然デンマークを訪れ、対ロシア戦争時のデンマークの中立を求めたが、ベアンストーフは1773年のロシアとの同盟を理由に断った。6月8日、小作農民の諸権利と義務に関する勅令が公布される。パルト＝ギニア会社は経営危機に陥り、アフリカの要塞はコペンハーゲンの大商人を中心とするシンジケートに譲渡される。この頃、ギニア湾岸におけるデンマーク勢力がオランダのそれを上回る。
- ・ **1788年**：夏頃スウェーデンがロシアを攻撃し、ロシアは同盟条約によりデンマークに援助を要請する。戦争は本格化する前に終結をみた。6月20日、土地緊縛制廃止勅令が公布される。しかし軍事的配慮から12年間の移行期間が設けられる。徴兵権は領主から国家に移ることになった。ノルウェーの穀物輸入が自由化される。ユダヤ人の手工業組合への加入が認められる。
- ・ **1789年**：フランス革命が富裕市民層に共感をもたらすが、革命の進行と共に薄れる。M.G.Birckner, P.Collet, Malte Conrad Bruun, P.A.Heiberg らが属する小さな文学グループだけが革命を熱狂的に支持し、絶対王政の公然とした敵とはなるが、政治的には取るに足らない存在であった。大学校委員会が

設置される。

- ・ **1790 年**：最初の蒸気機関が導入される。3 月 19 日、農場 *gaard* を期限付きあるいは解約 *opsigelse* の際に賃貸しにすることを禁止される。皇太子フレデリックがゴットロープ城で *prins Karl af Hessen* のマリエと成婚。ユトランド地方の領主が *Viborg* で集会を開き、一連の農業改革に対する苦情を採択する。
- ・ **1791 年**：ユトランド地主問題が発生する。「自由記念碑」建設募金が始まる。デンマーク最初の師範学校創立され、大奴隷貿易委員会が設置される。
- ・ **1792 年**：「自由記念碑」の定礎式。デンマークの海外領土での奴隷貿易が禁止される（1803 年より）。この法律の制定に関してはシメルマンの尽力が大きかった。移行期間中は政府がローンを貸し付けたりして、逆に禁止されるまでの間に労働力の補給が強化された。ギニア交易会社が解散し、ギニア湾岸での貿易が自由化される。
- ・ **1793 年**：英国の対仏戦参入が中立国船航行に大きな困難をもたらす。多くのデンマーク商船が英国の私掠船に捕まる。英国政府はさらにデンマークがフランスとの貿易を停止するように圧力をかけるが、外相ベアンストーフは中立貿易の神聖さを主張し、その要求を突っ張る。全ての海上貿易都市が外国製品を無関税で仕入れる権利を獲得する。王立図書館が一般に公開される。*Aarhus Stiftstidende* 紙発刊される。
- ・ **1794 年**：クリスチャンスボー城が炎上する。国王一家はアマリエンボー城へ移る。スウェーデンと新たな武装中立同盟を結ぶ。首都の大工職人がストライキを行う。これは親方の許可無く帰省しようとしたドイツ人大工が警察に逮捕されたことに端を発し、多数のスト参加者が拘禁、強制労働の刑を受けた。これに同情した首都の全手工業職人の約半分が同情のストを行った。この出来事は大きなセンセーションを巻き起こした。
- ・ **1795 年**：コペンハーゲンの大火が発生（6 月 5 日）、2 昼夜猛威を奮う。合計 55 の通り、941 の農場と家屋が壊滅する。被害総額は約 460 万リースダーラにおよぶ。その後煉瓦作りの家しか建設許可がおりなくなる。賦役委員会が設置される。全ての小規模な訴訟において、友好的解決を図るための調停委員会が設置される。

* 作成にあたっては主に次のものを参考にした。

Petersen, Kai: *Danmarkshistoriens hvornår skete det*, K.1985.

Skipper, Jon Bloch (red.): *Danmarkshistoriens Årstal*, Achehoug og Det Historiske Hus, K.2001.

クリスチャン 7 世時代（1772-1784） 参考文献（発行地が København の場合は K. と略）

Alstrup, Erik og Poul E. Olsen (red.): *Dansk kulturhistorisk Opslagsværk I-II*, K. 1991.

Amdisen, Asser: *Til nytte og fornøjelse : Johann Friedrich Struensee (1737-1772)*, K.2003.

Bang, J.H.: *Charlotte Dorothea Biehls historiske Breve*, *Historisk Tidsskrift* 3. Række, IV Bind (1865 - 1866).

Bech, Sven Cedergreen: *Struensee og hans tid*, K.1972.

Bech, Sven Cedergreen: *Storhandelens by, Københavns Historie Bd. 3 (1728-1830)*, K.1981.

-
- Bech, Sven Cedergreen: Oplysning og tolerance 1721-1784, Politikens Danmarkshistorie, Bd.9, K. 1985.
- Bjerg, Hans Chr. : Danmarks stilling i Østersøen 1700-1900, K.1977.
- Bjerg, Hans Chr. og Ole L.Frantzen: Danmark i Krig, Politikens Forlag, K.2005.
- Bobé, Louis (udg.): Efterladte papirer fra den Reventlowske familiekreds i tidsrummet 1770-1827, I-X, K.1895-1932.
- Bregnsbo, Michael: Caroline Mathilde. Magt og skæbne, K.2007.
- Busck, Jens: Christian 7 - Kongen der mistede sin forstand-, K.2019.
- Bjørn, Claus: Bonde, herremand, konge - bonden i 1700-tallets Danmark-, K. 1981.
- Chapman, Hester W.: Caroline Matilda -Queen of Denmark 1751-1775, London, 1971.
- Christensen, Svend Aage og Henning Gottlieb (red.): Danmark og Rusland i 500 år, Det sikkerheds- og nedrustningspolitiske udvalg, K.1993.
- Christiansen, Jens: Rural Denmark 1750-1980, K. 1983.
- Christiansen, Viggo: Christian den VII's Sindssydom, K.1978.
- Engelstoft, Poul og Svend Dahl: Christian VII, i Dansk Biografisk Leksikon, IV, K.1933.
- Ewald, Johan: Indføds-Retten (1778).
- Fabricius, K.(red.): Danmarks Konger, K.1944.
- Falbe-Hansen,V: Stavnbaandsløsningen og landboreformerne, K.1888.
- Feldbæk, Ole: Gyldendals Danmarkshistorie, red. Aksel E. Christesen m.fl., Bind 4, K.1982.
- Feldbæk, Ole: Gyldendals og Politikens Danmarkshistorie, red. Olaf Olsen, Bind IX, K.1990.
- Feldbæk, Ole m.fl.(red.): Dansk Udenrigspolitik Historie Bind 2, K.2006.
- Fredericia, J. A.: Aktstykker til Oplysning om Stavnbaandets Historie, K.1888.
- Friis, Aage (udg.): Bernstorffske Papirer udvalgte Breve og Optegnelser vedrørende Familien Bernstorff i tiden fra 1732 til 1835, I-III, K. 1904-13.
- Friis, Aage: "En Lægeberetning om Christian VII's Helbredstilstand" i Historisk Tidsskrift, 8.rk.I, 1907, ss.80-83.
- Garde, H.G.: De danske-norske Sømagts Historie 1700-1814, K.1852.
- Hansen, Holger (udg.): Kabinetsstyrelsen i Danmark 1768-1772. Aktstykker og Oplysninger, I-III, K.1916-23.
- Hansen, Holger (udg.): Inkvisitionskommisionen af 20. januar 1772. Udvalg af dens Papirer og Brevsamlinger, til Oplysning om Struensee og hans Medarbejder, I-V, K.1927-41.
- Hansen, Norman Hall: Caroline Mathilde. Dronning af Danmark og Norge, 1751-1775, K.1947.
- Henningsen, Peter: Stavnbandet, Århus,2020.
- Holm, Edvard: Danmark-Norges Historie fra den Store Nordiske Krigs Slutning til Rigernes Adskillelse 1720-1814, Bind IV, K.1902.
- Holm, Edvard: Bidrag til Karakteristik af den Guldbergske Kabinets styrelse, Historisk Tidsskrift 7.rk. 5, 1904-1905, ss. 224-293.
- Holm, Edvard:Dronning Juliane Marie som hun viser sig i sine Breve til Frederik II af Preussen. 第13号 (2025年3月)

-
- Historisk Tidsskrift 7. Række, II Bind (1899 - 1900).
- Holmgaard, Jens: Landboreformerne - drivkræfter og motiver-, Fortid og Nutid, Bind 27, 1977-78.
- Hvidtfeldt, Johan: Håndbog over danske lokalhistorikere, (Den Historisk Fællesforening), K.1952-56.
- Jensen, Hans: Dansk Jordpolitik I, K.1936.
- Jespersen, Knud J.V.: Gyldendals Danmarks historie Bd.3, (red., Søren Mørch), K.1989.
- Jespersen, Knud J.V. m.fl.(red): Mennesket og statsmanden, Moltke -Rigets mægtigste mand, K.2010.
- Johansen, Hans Chr.: 'Some Aspects of Danish Rural Population Structure 1787', "Scandinavian Economic History Review", IX, 1972.
- Johansen, Hans Chr.: En samfundsorganisation i opbrud, Dansk socialhistorie Bd.4, K.1979.
- Jørgensen, A.D. : Regeringsskiftet 1784 -Fremstillinger og Aktstykker-, K. 1888.
- Jørgensen, Frank og Westrup, Morten: Dansk centraladministration i tiden indtil 1848, K. 1982.
- Jørgensen, Poul Johs.: Dansk Retshistorie, K.1965.
- Koch, L.: Statsminister J. O. Schack Rathlou, Historisk Tidsskrift 6. Række, IV Bind (1892 - 1894)
- Langen, Ulrik: Den afmægtige –en biografi om Christian 7, K. 2008.
- Langen, Ulrik: Struensee -100 danmarkshistorier-, Århus, 2018.
- Larsen, Joachim: Bidrag til Den danske skoles historie, Bind I, K.1984.
- Lausten, Martin Schwarz: Kirkens historie i Danmark - pavekirke, kongekirke, folkekirke-, K. 2018.
- Lomholt-Thomsen, Johs: Kilder til Danmarks historie efter 1660, Bind II, Historielærer-foreningen, Gyldendal, K.1973.
- Lyngby, Thomas, Søren Mentz og Sebastian Olden-Jørgensen: Magt og pragt –Enevælde 1660-1848–, K.2010.
- Løgstrup, Birgit: Bundet til jorden. Stavnshåndet i praksis 1733-1788, Odense,1987.
- Mechlenborg, Claus: Une créature subalterne - En borgersøns vej til indflydelse under den danske enevælde: Ove Høegh-Guldberg 1731-1772, Fortid Og Nutid, 2003-06, ss.109-29.
- Møller, Jan: Frederik 6. –Træk af en konges liv-, K. 1998.
- Møller, Jens: P. F. Suhms regeringsregler 1774 STATENS GRUNDSTØTTER-
MENNESKERETSERKLÆRINGER - SPROG OG INDFØDSRET, Historisk Tidsskrift 12. Række,
VI Bind, Hæfte 1-2 (1972).
- Møller, Jens: Dommen over Guldbeg, Historie, Ny rk, bd. 10, hft. 1, 1972.
- Møller, Jens: Indfødsretten og Kongeloven og Indfødsrettens Kilde m.m. Historisk tidsskrift 1943 10.rk.
6.bd. 2.-3..hf
- Nystrøm, Eiler(udg.): Luxdorphs Dagbøger I-II (1745-73), K.1915-30.
- Olden-Jørgensen, Sebastian: "Struensee-Affæren 1770-72" i Thomas Lyngby (mfl. red.) "Magt og Pragt",
K. 2010, ss.184-215.
- Ottosen, Johan: Vor Historie II, K. 1904.
- Petersen, Kai: Danmarkshistoriens hvornår skete det, K.1985.
- Reverdil, Élie Salomon François: Struensee og det danske Hof 1760-1772, oversat af Paul Læssøe

-
- Muller, indledning og anmærkninger af Louis Bobé, k.1917.
Rockstroh, K.C.: Udviklingen af den nationale Hær i Danmark II-III, K.1916-26.
Schou, J.H. m.fl.: Schous Forordninger I-XXII, K.1777-1840.
Scocozza, Benito: Danmarkshistoriens hvem, hvad og hvornår, K.1996.
Scocozza, Benito: Politikens bog om Danske Monarker, K.1998.
Skipper, Jon Bloch (red.): Danmarkshistoriens Årstal, Achehoug og Det Historiske Hus, K.2001.
Skrubbeltrang, Fridlev: Det danske Landbosamfund 1500-1800, K.1978.
Thaulow, Th. og J.O. Bro Jørgensen (udg.): Udvalgte Breve, Betænkninger og Optegnelser af J.O. Schack-Rathlous Arkiv 1760-1800, K.1976.
Østergaard, Rasmus Thestrup: Enevældens tid, systime, Århus,2018.

- 佐保吉一「デンマーク絶対王制中期の社会政策に関する基礎研究 (1)ーフレデリック 4 世治世 (1699-1730 年) を中心にー(上)」『東海大学文化社会学部紀要』第 5 号、2021 年。
佐保吉一「デンマーク絶対王制中期の社会政策に関する基礎研究 (2)ーフレデリック 4 世治世 (1699-1730 年) を中心にー(下)」『東海大学文化社会学部紀要』第 9 号、2023 年。
佐保吉一「デンマーク絶対王制中期の社会政策に関する基礎研究 (3)ークリスチャン 6 世治世 (1730-1746 年) を中心にー」『東海大学文化社会学部紀要』第 10 号、2023 年。
佐保吉一「デンマーク絶対王制中期の社会政策に関する基礎研究 (4)ーフレデリック 5 世治世 (1746-1766 年) を中心にー」『東海大学文化社会学部紀要』第 11 号、2024 年。
佐保吉一「デンマーク絶対王制後期の社会政策に関する基礎研究 (1)ークリスチャン 7 世治世前半 (1766-1772 年) を中心にー」『東海大学文化社会学部紀要』第 12 号、2024 年。
コスゴー、オーヴェ (川崎一彦編訳・高倉尚子訳):『光を求めてーデンマークの成人教育 500 年の歴史』東海大学出版会、1999 年。